



デザイナーにちょっと相談をしてみたいのですが、それだけでもお金はかかるのでしょうか？

▶▶▶ Answer

特に決まりはありませんが、簡単な相談なら、たいいていのデザイナーは無料に対応してくれるでしょう。最初から「1時間いくら」といった時間単位の形で相談料を求めるデザイナーはあまりいません。ただし、「イメージを絵(スケッチ)にしてください」というように、具体的な成果物を求める場合は、常識として相応の対価が必要になります。たとえ1枚であっても、そこにはデザイナーのアイデアやノウハウが盛り込まれているのです。

デザイナーと一緒に仕事をするためのFAQ



開発予算を見積もる際に気をつけることはありますか。

▶▶▶ Answer

例えば製品の自社開発に慣れていない企業の場合、見積もりに際していくつかの項目を忘れてしまう場合もあるようです。樹脂や金属を加工する場合に必要な金型代や、製品を販売するまでに必要な販促費用など、抜け落ちがないかを確認しましょう。

またデザイン料を設定する際には、経費に何を含まかという確認も必要です。試作(モックアップ)費や出張費なども含むのか、別に支払うのかによって、デザイン料の額は大きく左右されます。



デザイン料の相場を教えてください。

▶▶▶ Answer

一言で答えるのは難しい質問です。デザインの分野やデザインする対象、事業規模や開発期間、デザイン作業の条件、デザイナーのキャリアなどによって大きく異なるからです。

5ページで触れたように、デザインといってもプロダクトやグラフィック、ディスプレイなど多様な分野があり、それぞれデザイン料の規模は異なります。

また同じプロダクトデザインの分野でも、例えば中小企業が一般ユーザー向けの単純な生活雑貨を若手デザイナーに依頼する場合なら、数十万円で引き受けてくれるかもしれません。一方、大手企業が産業機器などを開発する場合には、デザインの過程でさまざまな検証や知的財産の管理などを含めた緻密な作業を求めることもあります。こうしたケースであれば、数百万円から1000万円近いデザイン料を投資する場合も出てくるでしょう。

さらに、企画(コンセプト開発)、デザイン(基本デザインや詳細デザイン)、デザイン監理などのうちのどの段階を依頼するかによっても異なってきます。24ページで紹介したように、デザイナーの考え方もいろいろです。まずはデザイナーに相談してみましょう。



デザイナーに依頼して制作した製品パッケージの動物キャラクターが可愛いので、販促物にも使おうと計画しています。デザイナーの承諾を得る必要はあるのでしょうか。

▶▶▶ Answer

キャラクターは著作物とされ、この場合は製品パッケージ全体が1つの著作物と考えられるので、一部を取り出して使うわけにはいきません。著作物の「同一性保持」を損なったとして著作権侵害とみなされる可能性があります。パッケージの一部であっても必ず事前にデザイナーと相談してください(23ページ参照)。



対価を払って受け取ったデザイン案は、製品化に際して自由に手を加えていいですか？

▶▶▶ Answer

デザイナーの承諾を得ずに元のデザインを変えると、トラブルになる恐れがあります。全体の調和を考えたいので細部の形や素材、色まで設定しているので、一部でも改変するとデザインの考え方やバランスを崩してしまう可能性があるからです。事前に相談することが、互いの信頼関係を保つ秘訣といえます。

とはいっても、将来、製品の色を変える、マイナーな

モデルチェンジをする、バリエーション展開するなど、臨機応変に事業を進めたい企業もあるでしょう。そうした場合の対応をあらかじめ契約時に合意しておけば、後々トラブルを引き起こさずに済みます。



デザイナーに3案を提案してもらいました。1案を製品化しますが、将来、残りの案を自由に使ってもいいですか。

▶▶▶ Answer

支払ったデザイン料でどこまでの権利を持てるのかは、法律などで特に定められているわけではありません。支払ったデザイン料ですべての案を買い取るのか、デザイン料はあくまで採用案への対価なのか。事前にデザイナーと確認しましょう。逆に、不採用だった案をデザイナーが別の機会に利用できるのかという点も話し合っておく必要があります。

なお、複数のデザイナーから案を募る際にも、注意が必要です。「採用したのはA氏の案だけれども、B氏の案のこの部分は良いアイデアだから取り入れたい」ということもあるでしょうが、不採用案の扱いを事前に明示しておかないとトラブルの要因になります。



デザイナーがなかなか要望を理解してくれません。契約の解除はできますか。

▶▶▶ Answer

企業とデザイナーの間にも相性の良し悪しがあるのは仕方ないこと。意思疎通がうまくいかない場合などは、早めに中止するのがお互いのためかもしれません。

ここで注意したいのは、作業途中で契約を解除した場合のデザイン料です。進んだ作業分の対価を支払うのが一般的といっても、作業の達成率を数値化するのなかなか難しいものです。また、企業側とデザイナー側のどちらに契約解除の責任があるのかといった点が問題となる場合も出てくるでしょう。全体の作業をいくつかの工程に分け、工程ごとに対価を定めて支払う方法を採用しておけば、途中で中止する場合でも対価を計算しやすくなります。



知的財産 について



知的財産権を権利化する際の
事前調査や基本的な情報のチ
ェックはどこでできますか？

▶▶▶ Answer

22ページで紹介した4つの産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）は、必要な書類を特許庁に出願して認められれば権利化され、一定期間保護されます。

これら出願方式のものは、権利化できる可能性があるかどうかをまず事前調査する必要があります。「この技術は果たして特許になるのか」「この形には意匠権を得られるほどの新規性があるのか」「このロゴマークは他社のそれと似ていないか」「そもそも他社はどんな権利を保有しているのか」などです。

産業財産権に関する一般的な相談は、特許庁2階にある「工業所有権情報・研修館」（03-3581-1101）で受けられます。ここでは、同館のホームページ（<http://www.inpit.go.jp/>）内にある「特許情報プラットフォーム」（J-PlatPat）の検索方法のアドバイスも行なっています。J-PlatPatでは、すでに権利化されている情報を手軽に調べられます。

また、「東京都知的財産総合センター」（03-3832-3656）では、専門のアドバイザーが常駐し、権利化から知的財産の戦略的な活用など、幅広く相談を受け付けているほか、J-PlatPatの検索方法など知的財産に関するセミナーも行っています。

その他、発明推進協会、日本弁理士会の無料相談なども利用できます。



依頼を前提にデザイナーと事前相談したいのですが、契約前に業務秘密を伝えるのが少し心配です。どう対応すればいいでしょうか。

▶▶▶ Answer

正式に仕事を依頼する前に、ある程度会社や業務の内容をデザイナーに知っておいてもらうことは必要です。でも、無防備に情報を伝えていると秘密が漏れてしまうという不安もあるでしょう。そこで最近では、デザイン業務委託契約を結ぶ前に、秘密保持契約を交わす企業が増えています（37ページ参照）。

秘密保持契約とは、業務によって知り得た秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者に漏洩しないことなどを約束するものです。契約書を取り交わすのが難しい場合は、覚え書きでもいいでしょう。互いに信頼できる環境を整えることは、良い成果を得るためにも欠かせません。



特許権を取得する以外に、自社で発明した内容を守る方法
はありますか。

▶▶▶ Answer

特許権を取得すると、その発明は出願から20年の保護期間中、独占的に使用できます。ただし、同時に発明詳細が公になるうえ、保護期間を過ぎるとだれでもその発明を自由に使えるようになるため、発明内容によっては不利に働くケースもあります。

もし、発明内容を他社に知られず、なおかつ、保護期間に制限を加えられたくない場合は「営業秘密」としてその発明を守る方法があります。「（1）誰にもまだ知られていない」、「（2）有用な」技術上の企業秘密や営業上のノウハウが、限られた人しかアクセスできないような「（3）秘密として管理されている」場合、それは営業秘密と位置付けられ、不正な方法でその秘密が盗まれたり利用されたりした場合は、不正競争防止法によって差し止めることができます。1、2、3の要件を満たす営業秘密が外部に流出しないよう、会社と従業員が秘密保持契約を結ぶ方法があります。



デザイナーのタイプはさまざま

まずは会って 相談してみよう

デザイナーを探すには、具体的にどうすればいいのでしょうか。一番多いのは、取引先から紹介してもらったり、知り合いのつてを頼ったりする、いわゆる「口コミ」かもしれません。それ以外にも、38ページにて紹介しているデザイン関連団体のウェブサイトから会員検索が可能な場合もあります。ここでは、公的機関のデータベースやマッチング事業、デザイナーが多く集まる展示会等、気軽に参加・活用できるサービスを紹介します。

【出会う・探す】

「東京デザイナー情報」

(<http://www.designer-db.tokyo.jp/>)



中小企業との共同開発に意欲的なデザイナーの情報を検索できるデータベースです。インターネットから無料で利用できます。

「インテリアライフスタイル」

(<http://www.interior-lifestyle.com/>)

「ライフスタイルを提案する」インテリア・デザイン市場のための国際見本市です。デザイナーも多数出展しています。

「東京インターナショナル・ギフトショー」

(<http://www.giftshow.co.jp/tigs/>)

日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市。新進気鋭のデザイナーが集まる「ACTIVE CREATORS」に注目です。

「デザイン導入支援セミナー」

(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>)



デザインを導入するための基礎的なノウハウを学べるセミナーです。年4回、さまざまな専門分野のデザイナーと話ができます。

「TOKYO DESIGN WEEK」

(<http://tokyodesignweek.jp/>)

日本から世界に発信するクリエイティブの祭典。700を超えるクリエイターが参加する総合的な展示会イベントです。

【協働する】

「コラボマッチング」

(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>)



デザインに関する具体的な案件を持つ中小企業とデザイナーを対象にしたマッチング会(商談会)です。無料で参加できます。

「東京ビジネスデザインアワード」

(<https://www.tokyo-design.ne.jp/award.html>)



東京都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力・提案力を併せ持つデザイナーとの協働を目的とした、デザイン・事業提案コンペです。

「東京手仕事」

(<http://tokyo-craft.jp/>)



伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品の製作者とデザイナーとの共同製作により商品開発を行います。最終選考を通過した開発商品は、普及促進により国内外への販路開拓を支援します。

「Tokyo Midtown Award」

(<http://www.tokyo-midtown.com/jp/award/>)



東京ミッドタウンが主催するデザインコンペで、入賞作品は「Tokyo Midtown DESIGN TOUCH」にて紹介されます。商品化実績あり。

契約書例

デザイン契約を対象とした契約書の例をつくりました。

事業の内容やデザイナーとの話し合いに応じて、内容を適宜変更・追加してご利用ください。

なお、東京都中小企業振興公社のデザイン相談でも個別に相談することができます。

また知的財産に関することについては、東京都知的財産総合センターにご相談ください。

(→38ページ参照)

DESIGN COLUMN

デザインの発注にあたって ～内容を書面で交わすことの重要性～

デザインは、アイデア(構想)を実現可能なものに近づけていく技術です。そして、デザイナーはその業務請負業であり、企業から与えられたテーマについてアイデアを出し、現実の商品にする過程においてデザインスケッチ、図面(データ)、試作モデル、パッケージやラベルのデザインなどを提供していきます。

サービス業なので、料金はかかった時間で計算されます。加えて、スケッチや図面化に関わる技術料、権利化につながる考案がある場合は、その考案の譲渡費用などで構成されます。製品デザインおよび、その商品化には少なくとも2～3か月、ものによってはそれ以上の時間がかかります。その期間、デザイナーと円滑に作業を進めるために、通常は「業務委託契約書」を交わすことになりますが、「契約書」というとその作成が手に余ったり、役員会や代表者の承認が必要だったりという企業も少なくないでしょう。

しかし、解釈の違いによるトラブルを未然に防ぐために、何らかの取り決めは交わしておきたいという場合は、以下の3点からなる「発注書」または「覚書」を交わすことが有効です。

その3点とは「1. デザイン作業の内容」「2. 期間」「3. 対価(報酬)」の3つです。1の「デザイン作業の内容」については、「製品Aの操作性向上とその外観デザイン」「現行品Aの拡販を目的としたデザイン改良提案」など、具体的に記すべきでしょう。2の「期間」は、「デザインスケッチ受領時」「外観データ検収時」など、どの時点で作業終了とするかの合意が必要となります。3の「対価(報酬)」は、「〇日締め、翌月末振込み」など、その支払い方法の合意も重要です。

簡単なものであっても、書面にする過程で双方のコミュニケーションが図れ、信頼関係の醸成にも役立ちます。ぜひ実践しましょう。

契約書例① デザイン業務委託契約書

[企業名] (以下、「甲」という)と[デザイナー名] (以下、「乙」という)とは、[製品名] (以下、「本製品」という)に関するデザイン開発業務の委託につき、次のとおり契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は乙に対し、本製品に関する[※1] (以下、併せて「本デザイン業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

(情報提供)

第2条 甲は乙に対し、本製品に関する[※2]を、口頭または書面で提示し、乙は当該[※2]に従い本デザイン業務を遂行する。

(デザインコンセプト)

第3条 乙は、本製品の製品分野におけるデザインの現状、および動向に関する調査・分析を行い、当該調査・分析結果を基に本製品のデザインコンセプト検討のためのラフスケッチ[]案を、甲、乙協議決定する期日までに、甲に提出する。

2.甲は、前項のコンセプトスケッチ[]案のうちいずれかを採用し、その決定内容を、付加情報(与件)があればそれとともに乙に通知する。

(基本デザイン)

第4条 乙は、※3本製品の基本デザインを開発し、甲、乙協議決定する期日までに、基本デザイン案[]点を甲に提出する。

2.甲は、前項の基本デザイン案[]点のうちいずれかを採用し、その決定内容を、付加情報(与件)があればそれとともに乙に通知する。

(詳細デザイン)

第5条 乙は、前条第2項により通知を受けた基本デザインに従い、付加条件がある場合はそれによる展開を加え、本製品の詳細デザイン案を開発し、甲、乙協議決定する期日までに詳細デザイン[]点を甲が指示する様式で報告する。

2.甲は、前項の詳細デザイン[]点のうちいずれかを採用し、その決定内容を乙に通知する。

※1

「デザインコンセプトの開発」、「基本デザインの開発」、「詳細デザインの開発」、「デザイン監理」など。以下、委託する業務に応じて必要な条文を利用する

※2

「デザインコンセプト」、「デザインに関する情報(与件)」など

※3

デザインコンセプトから委託する場合は、前に「前条により採用されたデザインコンセプトを付加情報(与件)により展開し」を挿入する

(デザイン監理)

第6条 乙は、前条第2項により決定された詳細デザインに基づく本製品の試作および製造過程におけるデザインチェックを、甲の指定する場所で行い、必要な場合、試作および製造上必要とされる製品形状、外観の修正等において指示等を行う。

(業務の変更と中止)

第7条 甲は、本デザイン業務の変更または追加をする必要が生じた場合、速やかに乙に通知し、変更または追加の内容とそれに伴う対価の変更につき乙と協議する。

2.甲は、本デザイン業務の中止を希望する場合、速やかに乙に通知し、中止までの対価の支払い、成果に関する知的財産権等の取扱いにつき乙と協議する。

(業務の完了)

第8条 乙は、本契約締結の日から[]日以内に、本デザイン業務を完了するものとし、甲は、これに協力する。

(知的財産権の帰属)

第9条 [※4]。

(対価および支払い)

第10条 甲は乙に対し、本デザイン業務の対価として[]円を本デザイン業務完了の日の翌月末までに[※5]支払う。

2.甲は乙に対し、[※6]

3.(デザイナーに帰属する場合に使用)前項の対価は[※7]ごとに集計し、当該[※7]の末日から[]日以内に支払われるものとし、甲は乙に対し、前項の本製品の販売個数につき報告書を提出する。

4.第1項および第2項の金額は消費税を含まないものとし、甲は乙が指定する銀行の乙の口座にこの金額を振り込む。

5.第1項の対価には以下の代金について含まれるものとする。ここに含まれていない項目に対しては、甲、乙で協議して決定する。

・[※8]

(創作物の公表)

第11条 乙は、甲が第5条第2項により決定された詳細デザインに基づく本製品につき発表または発売する日まで、乙は本デザイン業務による創作物を公表しない。また、公表する場合はあらかじめ甲の了承を得る。

※4

●成果が委託者(企業)に譲渡される場合(以下、「委託者に帰属する場合」)
「乙は甲に対し、第5条2項により決定された詳細デザインに関し意匠登録等を受ける権利を譲渡するものとし、甲の当該意匠登録等出願につき必要な協力を行う」
●成果がデザイナーに帰属し、デザイナーから委託者(企業)に実施許諾される場合(以下、「成果がデザイナーに帰属する場合」)
「第5条2項により決定された詳細デザインに関し意匠登録等を受ける権利は、乙に帰属するものとし、乙は意匠登録等出願を行い、当該権利を維持・管理する」

※5

「現金で」など支払い方法

※6

●成果が委託者に帰属する場合
「第9条に基づく知的財産権譲渡の対価として、金[]円を、第9条第1項の意匠登録等出願完了の日の翌月末までに支払う」
●成果がデザイナーに帰属する場合
「乙が第9条第1項に基づき取得した意匠権等の有効期間中に甲が乙の知的財産権を実施して販売した本製品の個数1個につき金[]円を乗じて得られた金額を支払う」。

※7

集計期日

※8

代金に含む項目を列記

(守秘義務)

第12条 甲および乙は、本契約の遂行に際し相手方から得た情報、資料、その他の一切の秘密事項につき、秘密を保持し、これらを第三者に開示または漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- 1) 相手方から取得する前に、既に公知であったもの
- 2) 相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
- 3) 相手方から取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
- 4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したもの

2.乙は、甲から提示された有形の情報を、本デザイン業務完了時点で、甲に返却する。

(契約期間)

第13条 本契約は、本契約の調印の日に発効し、[※9]。

(製造物責任)

第14条 本業務の成果により甲が採用した成果物の使用によって「製造物責任」として顧客等に損害を発生させた場合は[※10]。

(協議事項)

第15条 本契約の条項につき疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上解決する。

(合意管轄)

第16条 本契約及び個別契約に係る訴えは、[※11]を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

[]年[]月[]日

甲 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

乙 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

※9

●成果が委託者に帰属する場合

「第10条2項の支払いが完了した日をもって満了する。ただし、第11条ならびに第12条および第12条第1項の規定は、本契約の期間満了後も有効とする」

●成果がデザイナーに帰属する場合

「乙が第9条第1項に基づき取得した意匠権の有効期間中有効に存続する」

※10

製造物責任法では製造者が顧客に与えた損害の責を負うが、デザイナーも十分留意する必要がある

※11

「東京地方裁判所」または「東京簡易裁判所」などを入れる。裁判所は、依頼者の所在地に近いところが便利。特許・実用新案の知的財産紛争の専属管轄は東京地方裁判所と決まっている。140万円以下の訴額の場合は簡易裁判所に訴えることになるので、必要に応じて記載する

デザインコンサルタント委託契約書

[企業名] (以下、甲という) と [デザイナー名] (以下、乙という) は、[] のデザインコンサルタント業務 (以下本業務という) に関し、以下の各項に基づいて契約 (以下本契約という) を締結する。

(委託事項)

第1条

(1) 内容

[] のデザイン開発に関するコンサルティング

(2) 契約期間

[] 年 [] 月 [] 日より [] 年 [] 月 [] 日まで

(3) 契約金額

金 [] 円 (消費税含む)

(4) 契約金の支払い

[] 年 [] 月 [] 日までに半金もしくはそれを越える金額を支払い、契約終了までに残金を支払う。

(会議)

第2条

甲及び乙は、契約期間中に毎月2回を目安とし、原則として甲の事務所において会議をもち、開発テーマについて協議する。

(守秘義務)

第3条

甲及び乙は、本業務の遂行の過程で知り得た双方の事業に関する情報を、相手方に事前の承諾を得ることなしにこれを第三者に開示してはならない。

(協力)

第4条

乙は専門家としての能力と誠意をもって本業務を遂行し、甲はそのために必要な情報提供など可能な限りこれに協力する。

(疑義)

第5条

本契約について疑義が生じたときは甲、乙両方で誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、各々1通を保管する。

[] 年 [] 月 [] 日

甲 株式会社 [] 代表取締役 []

乙 株式会社 [] 代表取締役 []

本契約書例は、コンサルティングとその後継続する予定の委任的デザイン業務の基本部分を合わせた事例です。

業務委任基本契約書

[企業名] (以下、甲という) と、[デザイナー名] (以下、乙という) は、次の通り契約を締結する。

(総則)

第1条

甲は甲が生産、販売しようとする商品の開発に関するデザイン等のコンサルタント業務 (以下、本業務という) を乙に委託し、その委託業務の内容および相互の権利義務の関係を明確にした上で、個別に委託し乙はそれを受託する。

(個別委託事項)

第2条

1. 社員デザイン教育
2. 製品デザイン実務
3. その他デザイン全般に関わる相談

(業務委託及び実施方法)

第3条

1. 甲は前条の1.または2.を委託するに先立ち、その内容又は仕様を着手の期日および期間と共に書面をもって乙に明示し乙はこれを確認する。
2. 乙は業務遂行上必要な情報提供を甲に要求することができ、甲はこれに協力する。

(対価)

第4条

1. 対価の額は乙の提示するデザイン料金体系によるものとし、乙は個別委託ごとの見積りを甲に提示する。
2. 乙は委託業務の完了と同時に、甲に対価を請求する。請求額が見積額を越えるときは、事前に甲の了承を得るものとする。
3. 甲は乙より請求を受けたときは、月末締め翌月 [] 日に乙に支払うものとする。

(業務中止の場合の報酬)

第5条

甲が乙に委託した業務の全部或いは一部を中断あるいは中止するときは、甲はすみやかに乙に通知し、乙はすでに着手した部分に相当する報酬を受ける。

(機密保持)

第6条

甲乙は、本業務の実施にあたり知り得た相手方の情報を他に漏らしてはならない。乙は委託業務完了と同時に、甲から提供された資料等の一切を返却するものとする。

(業務の終了)

第7条

1. 乙は本業務の終了時点で、終了通知 (モデル、必要書類、最終報告書等) を甲に提出し、甲はその採否について、10日以内に乙に通知する。10日以内に採否通知がない場合は、本業務の終了を承諾したものとする。
2. 委託した業務の成果又はその進捗につき、要求した内容又は仕様に合致しないと甲が判断したときは、乙は乙の費用と責任でこれを直ちに填補するものとする。

(損害賠償)

第8条

本業務に関して、乙の責に帰する事由により、甲が損害を被ったときは、乙は損害賠償の責めを負う。

(デザインに関する権利)

第9条

乙がデザイン業務に携わったことにより得られた知的財産権又は各種表彰を受ける権利（ノウハウは除く）は甲に帰属する。ただし、デザイナーの表示権は失われない。

(契約有効期)

第10条

本契約の有効期間は、[]年[]月[]日から、[]年[]月[]日までの間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方からの申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1年間ずつ継続するものとする。

(その他)

第11条

1. 本契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し決定する。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議できないときは、法令に従うものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

[]年[]月[]日

甲 株式会社 [] 代表取締役 []
乙 株式会社 [] 代表取締役 []

契約書例④ 秘密保持契約書

デザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する顧問契約を結ぶ前に交わしておく秘密保持契約書は次のような内容で構成する。

[企業名] (以下、甲という) と [デザイナー名] (以下、乙という) は、以下の通り秘密保持契約を締結する。

(定義)

- 第1条 「秘密情報」とは、甲または乙が相手方に開示した情報のうち「秘密情報」として指定したものをいう。
2. 「秘密情報」として指定された情報のうち、次のいずれかに該当するものについては、本契約の規定は適用しない。
- 1) 相手方から取得する前に、既に公知であったもの
 - 2) 相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
 - 3) 相手方から取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
 - 4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したもの

(秘密保持)

第2条 甲および乙は、本契約に基づいて知り得た秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、相手の書面による承諾を得ずに第三者に開示しないものとする。

2. 甲および乙は、本件の秘密情報を [] の目的としてのみ使用する。

(成果の取り扱い)

第3条 甲および乙が提案するデザインや製品などの成果について、お互いの事前了承を得ずに開発、試作、量産、応用などをしないものとする。

(協議事項)

第4条 本契約の条項につき疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上解決する。

(期間)

第5条 本契約は、本契約締結の日から [] 年間とする。

上記締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保管する。

[] 年 [] 月 [] 日
甲 (住所、社名、役職、氏名) 捺印
乙 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

デザイン活用に役立つ 支援先や専門家団体の窓口

東京都関連団体

(公財) 東京都中小企業振興公社

 <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

事業戦略部 経営戦略課

 03-5822-7232

 〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
中小企業がデザインを活用して商品の高付加価値化、競争力強化を図るための支援を行う。デザイン導入支援セミナー、「東京デザイナー情報」データベースの提供、中小企業とデザイナーとのデザインコラボ事業を実施

総合支援部 総合支援課

 03-3251-7881

 〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎
中小企業の経営者が抱くデザインに関する悩みについて、専門家が応える「ワンストップ総合相談窓口／デザイン相談」。4名のデザイナーが交代で、毎週金曜日午前中無料で相談に応じている

(地独) 東京都立産業技術研究センター デザイン技術グループ

 <http://www.iri-tokyo.jp/>

 03-5530-2180

 〒135-0064

東京都江東区青海2-4-10

都内の中小企業の技術支援を行う公設試験研究機関。デザイン技術グループでは、デザインに関する技術相談、デザイン作業、各種講習会を実施。また大型プリンター、撮影機材、工作室、3次元CAD/ラピッドプロトタイプングなど試作開発の際に必要な機器を利用できる

東京都知的財産総合センター

 <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

 03-3832-3656

 〒110-0016

東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

都内の中小企業を対象に、特許、意匠、商標、著作権から知財の戦略的な活用まで、多様な知的財産の相談などを専門のアドバイザーが無料で受け付けている。マニュアル等の発行や、セミナーや外国特許助成金等の事業も実施

デザイン関連団体

JIDA

(公社) 日本インダストリアルデザイナー協会

 <http://www.jida.or.jp/>

JAGDA

(公社) 日本グラフィックデザイナー協会

 <http://www.jagda.or.jp/>

JPDA

(公社) 日本パッケージデザイン協会

 <http://www.jpda.or.jp/>

JID

(公社) 日本インテリアデザイナー協会

 <http://www.jid.or.jp/>

SDA

(公社) 日本サインデザイン協会

 <http://www.sign.or.jp/>

DSA

(一社) 日本空間デザイン協会

 <http://www.dsa.or.jp/>

JJDA

(公社) 日本ジュエリーデザイナー協会

 <http://www.jjda.or.jp/>

JCDA

(公社) 日本クラフトデザイン協会

 <http://www.craft.or.jp/>

以上は、各分野を専門とするデザイナーの団体

JDP

(公財) 日本デザイン振興会

 <http://www.jidp.or.jp/>

「グッドデザイン賞」を主宰するデザインビジネスの振興機関。東京都主催の「東京ビジネスデザインアワード」も実施

資料提供・協力

株式会社クローネ（デザイン：武者デザインプロジェクト）

株式会社三協リール（デザイン：フォルム）

スター電器製造株式会社（デザイン：アルテサーノ・デザイン）

医療法人グループ翔和仁誠会（デザイン：エイトデザイン）

東海光学株式会社（デザイン：シーダブリュエス）

デザイン活用ガイド

平成22年3月発行

平成28年7月改訂

発行 東京都産業労働局商工部創業支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5320-4763
URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

編集 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
電話 03-5822-7232
URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

監修 公益社団法人 日本インダストリアルデザイナー協会 職能委員会

協力 公益財団法人 日本デザイン振興会
公立大学法人 首都大学東京 産業技術大学院大学

執筆 守山久子+
公益社団法人 日本インダストリアルデザイナー協会 職能委員会

表紙デザイン 武藤恕始

レイアウトデザイン 木山綾子

印刷 株式会社 日本アーツプロダクツ

デザイン活用ガイド

